

# 自家発 Q & A 29

## 自家発電設備の設置工事に関する法規制

自家発電設備の設置工事を行う工事業者には、建設業法による規制（建設工事の種類に応じた建設業の許可、営業所・建設工事現場に配置する技術者等）のほか、電気工事業法（電気工事業の業務の適正化に関する法律）による規制も受けます。8月号では、電気工事業法による規制の概要について紹介します。

**Q 1** 電気工事業法の目的と規制の対象となる電気工事について教えてください。

**A 1** 電気工事業法は、第1条においてその目的を「この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。」と定めています。

また、同法第2条において、「「電気工事」とは電気工事士法第2条第3項に規定する**電気工事**（※）をいう。」とされ、更に「「一般用電気工作物」とは電気工事士法第2条第1項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第2項に規定する自家用電気工作物をいう。」と定めています。

※. **一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。**

**Q 2** 以上のことからすると、電気工事業法が規制する電気工事は、電気工事全般ではなく、電気工事士法で定める一般用電気工作物又は自家用電気工作物の設置・変更に係るものに限定されるわけですね。

**A 2** そのとおりです。

詳細については、「自家発Q & A 26」2018年5月号で紹介しましたので参照ください。

**Q 3** 電気工事業法の目的にある「電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制」とは、具体的にはどのようなものですか。

**A 3** 電気工事業を営もうとする者は、工事の対象となる電気工作物の範囲に応じ、表1に示す登録又は通知を行うことが義務づけられます。

電気工事業法では、この登録又は通知に基づき、建設業法による業種許可の取得の有無に応じ、電気工事業者を表2に示す4種類に区分しています。

**Q 4** 建設業法では、建設業を営もうとする者は、許可を受けようとする建設業ごとに、営業所と工事現場に一定の要件を満たす技術者を配置することが義務づけられています。電気工事業法においては、電気工事業者に対して、このような技術者の配置は義務づけられていますか。

**A 4** 電気工事業法では、表2に示す一般用電気工作物の電気工事を行う登録電気工事業者及びみなし登録電気工事業者に対して、その営業所ごとに一般用電気工作物の電気工事の作業を管理させるため、**主任電気工事士**（※）の配置を義務づけています。

また、電気工事業法では、電気工事業者に対して、電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることを禁止しています。

自家発電設備の設置工事について、最大電力500kW未満の需要設備の附帯設備として設置される非常用予備発電装置に係るものは特殊電気工事に該当するため、特種電気工事資格者（非常用予備発電装置工事）でなければ作業に従事することができないこととされています。

※. **第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上の実務経験を有する第二種電気工事士が該当します。**

表1 電気工事業の登録等

| 登 録（電気工事業法第3条）                                                                                                                                                                                                          | 通 知（電気工事業法第17条2）                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>電気工事業を営もうとする者は、（自家用電気工作物のみを対象とした電気工事業を営もうとする者を除く。）は、二以上の都道府県に営業所を設置して事業を営もうとするときは経済産業大臣の、一の都道府県にのみ営業所を設置して事業を営もうとするときは都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>なお、登録の有効期間は5年間で、有効期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとする場合は、更新の登録を受けなければならない。</p> | <p>自家用電気工作物のみを対象とした電気工事業を営もうとする者は、その事業を開始しようとする10日前までに、二以上の都道府県に営業所を設置して事業を営もうとするときは経済産業大臣に、一の都道府県にのみ営業所を設置して事業を営もうとするときは都道府県知事にその旨を通知しなければならない。</p> |

表2 電気工事業者の区分

| 電気工事業者の種類   | 電気工事の範囲                   | 建設業の許可 | 備 考        |
|-------------|---------------------------|--------|------------|
| 登録電気工事業者    | 一般用電気工作物に係る電気工事のみ<br>又は   | 許可なし   | 5年ごとの更新が必要 |
| みなし登録電気工事業者 | 一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事 | 許可あり   | 更新は不要      |
| 通知電気工事業者    | 自家用電気工作物に係る電気工事のみ         | 許可なし   | 更新は不要      |
| みなし通知電気工事業者 |                           | 許可あり   | 更新は不要      |